

文責：上杉哲郎

掲載期間：平成19年12月31日まで

公開可

## 環境アセスメント学会 制度研究部会第9回定例会 議事概要

1. 日時：平成19年5月29日（火）19：00～
2. 場所：環境省第1会議室（中央合同庁舎5号館、22階）
3. テーマ：戦略的環境アセスメント総合研究会報告（SEA導入ガイドライン）について
4. 話題提供者：環境省環境影響評価課課長補佐 吉野亜文
5. 参加者：32名

### 6. 概要

平成19年3月末に取りまとめられた戦略的環境アセスメント導入ガイドラインの考え方や検討経緯等について、話題提供者より報告が行われた。

#### 今般のガイドライン作成までの経緯

- ・ 戦略的環境アセスメント（SEA）は、個別の事業の計画・実施に枠組みを与える政策段階や計画段階等の、早い段階の意思決定を対象にした環境アセスメント。
- ・ 日本においても早くから必要性が認識されていたもので、平成9年の環境影響評価法案に対する附帯決議にはSEAの制度化に向けた具体的な検討を早急に進めることが盛り込まれた。環境省でも平成10年から検討に取り組み、平成12年には基本的考え方を報告書としてとりまとめたが、その後具体的な検討はなかなか進まなかった。
- ・ 第3次環境基本計画（平成18年4月閣議決定）においては、諸外国や地方公共団体等の取り組み状況の進展を踏まえ、SEAの導入に向けた一層の取り組みを進めることが必要であるとされ、共通的なガイドラインの作成を図るとされた。
- ・ これらを踏まえ、平成18年8月から専門家・学識者等によるSEA総合研究会を設置してガイドライン作成に向けた議論・検討を行い、平成19年3月にガイドラインをとりまとめた。

#### SEA総合研究会における検討経過等

- ・ SEA総合研究会は、環境アセスメントの実務の知見や自治体の立場、個別の事業種の計画に詳しい方々に検討委員として入ってもらうことで、具体的に活用できる内容のガイドライン作成を目指した。
- ・ 第1回（平成18年8月）では、SEAガイドラインについてフリーディスカッション的に検討を行い、平成12年の報告書を踏まえた具体化のために、SEAを計画策定のどの段階で適用すべきかを明らかにする必要性が指摘された。実際には、図面に位置などの情報が落ちてくる段階でないと環境影響について実効的な検討をすることはできないという認識は共通していた。
- ・ 第2回（平成18年10月）では、事業種別に上位計画等の策定プロセスと検討すべき環境配慮のあり方を整理したものをベースに、計画策定のどの段階でSEAを適用すべきかを検討し、「事業の位置・規模等の検討段階」を対象とすることとされた。

- ・ 第3回（平成18年12月）では、対象とする検討段階において何をどのように評価するのかについて、具体的な評価方法を検討した。原則として複数案を設定すること、事業の熟度に応じた評価として被影響対象の分布の把握により各案の環境影響の程度を比較すること、などが議論された。
- ・ 平成19年1月には関係者ヒアリングとして、事業者（国土交通省、電力事業連合会）、NGO等へのヒアリングを行った。
- ・ 第4回（平成19年2月）では手続について、計画策定者が評価方法を検討し、評価文書を作成、評価結果を反映するという一連の流れを検討し、現行のアセス法に類似したものとなっている。合意形成をスムーズに進めるために重要であるという観点から、手続のスタートとしてSEA実施の発議を手続に組み込んでいる。また、公衆意見の把握については、計画の柔軟性などの個別のケースに応じた考え方ができるよう、具体的な実施期間は定めていない。
- ・ パブリックコメントの実施を経て、第5回（平成19年3月）で共通ガイドラインをとりまとめ、平成19年4月5日に総合環境政策局長から関係省庁及び地方公共団体に通知した。
- ・ 今後は、関係省庁による個別ガイドラインの作成検討や、地方公共団体での制度導入等の円滑な推進により、実績を積み重ねていくことが重要。また、事業アセスとの役割分担の理解や、実効性のあるコミュニケーション実現の支援なども課題である。

## 7. 質疑応答及び意見交換

様々な内容について活発に議論が行われた。概要は次のとおり。

### 個別事業種の検討状況は？

- ・ 国交省は、所管する事業種全体の共通的なガイドラインの検討に着手している。廃棄物最終処分場を所管する環境省は廃り部が検討中。農水省については法アセス規模の事業がほとんど見受けられない状況なので、具体的に該当しそうなものができたら検討したいという姿勢。

### 自治体の検討・取り組み状況は？

- ・ 3月の研究会報告書に参考資料としてまとめているが、平成19年1月末時点で、都道府県・政令市等において、導入済み4、検討中26、関連する取り組み実施が13、検討無しが19である。

### 複数案の設定について「原則」とはどう考えるのか

- ・ 基本的には、環境影響の有無がどの程度、どのように出てくるかが分かるような複数案を求めるもので、単一案については、自然的・社会的状況等からどうしても複数案の設定が現実的でない場合の例外的なものと考えている。

### コミュニケーションの技法・考え方について

- ・ 良好なコミュニケーション実現の支援に向けて、具体的な手法や取り組み方等について充実させていくための手法や検討は重要である。環境省が実務的な体制・知見を十分有していないこともあり、今回のガイドラインでは踏み込んだ記述はしていないが、事業官庁の

方が現場に即した経験を豊富に持っているので、これから前向きに検討しながら一緒に知見を深めていきたいという考え。

- ・ 環境の専門家が必ずしもコミュニケーターを務めるとは限らないとも考えられる。
- ・ しかしやはりある程度の専門知識を持つ人材（環境コンサル等）が、コミュニケーションについても勉強した上で、何らかの役割を担っていくことが必要という考え方もある。
- ・ 埼玉県でのSEA実施実績3件においても、やはり事業実施への反対・賛成等の意見に終始している現状があり、コミュニケーションの面からなかなかポジティブな意見提出などはあまり見られない状況で、今後の取り組みが重要。
- ・ 環境系の立場からと、プランニング系の立場からの、複数のコミュニケーター活用が必要なことなども考えられるかもしれない。

#### SEAでの評価内容の考え方について

- ・ 評価の方法と内容について、コスト、技術、リスク、LCAなどの他の要素も広く含んだ複数案検討をしたり、公衆意見の段階等で他にも選択しうる案が出てくるなど、より幅広い議論ができる形は考えられないか？

SEAとしては、環境面の要素だけを切り出して評価するという整理をしたもの。また、選択しうる案はスコーピングの中で絞られてくるという整理。

- ・ 詳細な調査は伴わないSEAという段階では、どのような内容・レベルの情報から何をどう評価するのが効果的かについて、今後しっかりと議論していくことが重要となる。SEAとEIAの役割分担。
- ・ 今回のSEAの対象事業はEIAと同一であり、縦方向の議論で2階建ての制度（対象事業について、SEAを実施した上で、EIAを実施する）として整理されたが、事業種の拡大という横方向の議論も必要では。
- ・ 今後は、実施する立場の事業者にとってのメリットという視点も重要になってくるのでは。たとえばSEAが効果的に実施された場合にはEIAを簡略化できる等。

今後の実施事例の積み重ねをふまえて考えていくべき論点である。

#### 関係者の理解促進・取り組みの支援について

- ・ SEAで作成される評価文書等は、実際には事業アセスの方法書とかなり類似した内容となっている面がある。事業者側についても、なかなか新しい仕組みに対応していく体制は整っていない印象があり、適切なフォローが必要。
- ・ 自治体も、SEAの中で意見形成をどのように行っていくか、環境部局としての関与の担保という意味で内部調整をどう図るか、など制度充実に向けた重要な課題がある。SEAの考え方等について、自治体の担当者レベルの理解促進と徹底、開発担当部局の理解促進、審査会の委員への啓発、など関係者へのはたらきかけが重要である。
- ・ 指導や情報提供などのバックアップ体制を環境省など国の機関がしっかり取る必要がある。できれば考え方の整理・最低限の内容の担保という形で、マニュアル的なものを示す等が望ましいのではないかと。今後具体化していく中で検討していく。

#### その他

- ・ 今回のガイドラインは、初めてオフィシャルに打ち出されたものであり、また世界に向けて日本の取り組み状況を示すことができるものでもあり、大きな意義がある。実務に関わる立場からすると、計画段階は自治体などの公的セクターが把握している部分だという認識があったが、これからは変わってくるとも感じる。